

## 管理組合概要

当組合は、建物の区分所有等に関する法律第65条の規定に基づき、いわゆる「団地管理組合」です。

組合の設立は、昭和61年5月25日で、法人格はありません。

組合員の構成は、富里市日吉台1丁目から6丁目まで(5丁目42番地及び43番地を除く。)の地区の建物所有者となっています。

設立当初は、日吉台地区の汚水処理、防犯灯及び真空ゴミ輸送施設の3つの共有施設がありました。平成12年4月1日から汚水処理関係は、富里市(当時は富里町)へ、防犯灯は、日吉台地区の各自治会へそれぞれ移管しました。

現在は、真空ゴミ輸送施設(正確には、ごみ空気輸送システムです。)のみの維持管理をしています。組合の経緯・主な出来事については、次表をご参照ください。

### 日吉台共有施設管理組合の経緯・主な出来事

昭和49年12月 7日	日吉台バードタウンの開発が始まる。
昭和50年 8月 8日	富士建興業(株)が工事を着工する。
昭和53年10月 2日	宅地開発事業変更確認(工区分割)申請した1～5工区が終了する。
昭和53年10月23日	真空ゴミ輸送施設(10月23日)及び汚水処理場が稼働を開始する。
昭和60年 4月 1日	「富里村」が町制を施行し、「富里町」となる。
昭和61年 5月25日	日吉台共有施設管理組合設立総会が日吉台小学校体育館で開催 初代理事長に中野信二氏が就任する。
昭和61年 5月25日	日吉台共有施設管理組合規約の発効
昭和62年 6月21日	総会において防犯灯の一部(61灯)が富里町に帰属することになる。
昭和62年10月 1日	富里町日吉台出張所の敷地の一部に組合事務所を開設する。
平成 4年11月16日	組合事務所が富里北部コミュニティセンターの2階に移転する。
平成10年 8月 3日	富里町公共下水道接続に伴う汚水管渠等の移管について、富里町長と 日吉台共有施設管理組合理事長との間で協定書を締結する。
平成11年12月25日	日吉台共有施設管理組合理事長と各自治会長との間で「防犯灯の移管 に関する協定書」を締結する。
平成12年 3月24日	公共下水道の供用及び処理開始について富里町告示第15号により、 日吉倉字池下の一部、日吉台1,2,6丁目の一部及び日吉台3,4,5丁目 の全部が、平成12年3月31日から供用及び下水の処理を開始する。
平成12年 3月27日	平成10年8月3日付け富里町公共下水道接続に伴う汚水管渠等の移管 についての協定書第4条及び第5条並びに第7条について、富里町長と 日吉台共有施設管理組合理事長との間で覚書を交換する。
平成12年 4月 1日	防犯灯が日吉台各自治会へ移管となる。
平成12年 4月 1日	平成12年3月30日付けで日吉台共有施設管理組合理事長から富里町長 へ汚水本管27,386.55m、人孔1,086基及び日吉台団地中継ポンプ場一式 の寄付の申し出があり、富里町長がこの寄附を受け入れる。
平成14年 4月 1日	「富里町」が市制を施行し、「富里市」となる。

平成17年10月24日	JFEシビル(株)と「日吉台汚水処理場解体撤去工事」の工事請負契約(請負代金80,325,000円)を締結する。
平成18年 3月16日	日吉台汚水処理場の解体撤去工事が完了する。
平成18年 4月 1日	汚水処理場用地を富里市へ引き継ぐ。市の管理となる。
平成23年 3月11日	東日本大震災が起きる。真空ゴミ輸送施設のゴミポストの一部が傾き、電柱2本を引き抜くなど傾きの補正・補強工事を実施した。
平成23年 9月30日	モア電子(株)との30数年にわたる真空ゴミ輸送施設の業務委託が終了
平成23年10月 1日	モア電子(株)からの円滑な業務引継を経て、(株)METサービスと真空ゴミ輸送施設の業務委託を開始する。
平成24年12月15日	A2ゴミポスト(4丁目緑道に設置)に乗用車が衝突し、ゴミポストが大破した。組合加入の機械保険で措置(ゴミポストを再建)する。
平成25年 7月 8日	A2ゴミポストの運転を再開する。
平成25年 9月 6日	管理組合事務所のインターネットが開通する。
平成26年11月 4日	日吉台共有施設管理組合理事長から富里市長あて管理組合事務所使用料の免除について要望書を提出する。
平成26年12月10日	管理組合事務所使用料について、平成27年度分から免除となる旨の回答が富里市長からあった。
平成26年12月17日	「災害等により真空ゴミ輸送施設が停止した場合における廃棄物の処理等に関する協定書」を富里市長と日吉台共有施設管理組合理事長との間で締結する。
平成27年 2月27日	真空ゴミ輸送施設を富里市へ移管することについて、日吉台共有施設管理組合理事長名で富里市長へ文書で照会する。
平成27年 3月12日	富環第242号により、真空ゴミ輸送施設の移管については、これまでと同様の理由で受け入れられない旨の回答が富里市長からあった。
平成27年 6月 5日	管理組合のホームページを開設する。

◎規約第5条関係根拠法律条文

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）

第2章 団地

（団地建物所有者の団体）

第65条 一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）がそれらの建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、区分所有者）の共有に属する場合には、それらの所有者（以下「団地建物所有者」という。）は、全員で、その団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。